

# マイナンバーカード申請でマイナポイント！ 申請期限は今月末です！

12月末までに、マイナンバーカードの申請をすると、1人最大20,000円分のマイナポイントを受け取ることができます。この機会にご自身だけでなく、ご家族の分も含めて取得しませんか。

## カード申請について

総務省によるマイナンバーカード普及促進として、カード未申請者に交付申請書が送られています。郵送または、スマートフォンから申請をすることができます。

## ～手続の流れ～

### 【郵送の場合】

- ① 6ヶ月以内に撮影した顔写真(4.5cm×3.5cmサイズ)を用意する。
- ② 交付申請書に必要事項を記入する。
- ③ 交付申請書に顔写真を貼り付け、専用の封筒に入れ、ポストに投函する。

### 【スマートフォンによる申請】

- ① 申請書のQRコードをスマートフォンで読み取る。
- ② 案内に沿ってカードを申請する。

※顔写真はスマホで撮影したものを使用します。カードが出来次第(約1ヶ月後)通知します。通知が届きましたら、町民生活課でお受け取りください。カードを受け取れたら、マイナポイントの申込みができます！  
なお、ポイントの申請は令和5年2月末までです。

**問合せ** マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 町民生活課 戸籍住民担当 ☎62-1232



皆野町けんこう大使  
み～な

## 保険証を大切に！12月は国保適用適正化月間です

### ①健康保険の二重加入にご注意ください。

町の国保と別の健康保険組合の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。

「社会保険に加入したかた」または「家族の社会保険の扶養になったかた」は、国保の資格喪失の手続きをする必要があります。

- ・社会保険に加入(資格取得)したときから国保の保険証を使用することはできません。
- ・国保の資格喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税されたままになります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

### 手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の保険証
- ・新たに加わった社会保険などの保険証

### ②世帯内に“会社の保険に加入しているかた”と“所得の少ない国保のかた”がいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

本来、社会保険の被扶養者になれるかたが、被扶養者になる手続きを行わず国保に加入している場合、国保税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

### 国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い

- ・国保は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

**問合せ** 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232